

平成23年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

		現 状	問題点	意 見	対応状況	
外部監査の結果						
1	ごみ量・資源回収量の推移について					
p.28		平成22年度のごみ量は、平成18年度比で7.6%減少している。また、資源回収量は平成18年度比で0.91%の減少である。 資源のリサイクル率は、平成22年度現在で16.39%である。	荒川区一般廃棄物処理基本計画(平成19年10月策定)は、荒川区のごみ量について、平成23年度までに17年度比20%削減の計画を掲げているが、区の再開発事業等で人口が増加したことが影響し、平成22年度のごみ量の削減率は7.03%減で目標値の半分にも満たない。また、資源回収量は5年間ほぼ横ばい状態である。 資源のリサイクル率は平成17年度15.1%を平成23年度までに20%へ増加させる目標を立てているが、新聞等を購入する人の減少等から、古紙など重量のある資源が減っていること等により、平成22年度現在16.39%までしか増加していない。	より一層のリサイクル率の向上に向けた、ごみ減量や資源の有効利用を進めるべきである。	今後、新たに策定した荒川区一般廃棄物処理基本計画(24年3月策定)により、総排出量の削減、ごみの減量、リサイクル率の向上という目標に向け、特に、リデュースの推進、更なる資源化の推進、ごみ組成分析に基づく分別の徹底等を進める。	実施済み
2	予算・決算関係について					
p.31		荒川区清掃事務所と清掃リサイクル課において、予算と決算の差額が100万円以上ある事業が14項目あり、差額が数千万円単位で生じているものがある。	平成22年度の予算と実績の比較を行った結果、人件費については、年間作業日数を全て出勤した場合を見積もって予算計上しているため、実際の出勤率との間に大きく差異が生じていた。ごみ量の想定と実績の大幅な減少、及び資源回収量の見積と実績の大幅な減少が、収集作業運営費、集団回収事業費の大きな差異原因となっている。	予算削減が謳われている昨今、予算と決算との差額が、数千万円単位で生じていることは、今後検討する必要があると思われる。	収集作業運営費については、雇上の契約を行う清掃協議会での入札において、当初見積額よりも低い金額で落札出来たことにより、実績額が予算額を下回ったことが大きく影響している。また、集団回収支援経費については、特に古紙について、予算編成時と比較して、景気の好転に伴う市況価格の上昇があったため、補助の必要がなかったものである。市況価格の動向を予測することは難しい面もあるが、今後、より精度の高い予算額の積算を目指していく。	実施済み
3	荒川清掃事務所における要綱等に基づく事務について					
p.34		荒川清掃事務所では、法令・要綱等をもとに事務が行われている。 ①事業者が事業系一般廃棄物を直接処分場へ持込む場合の受付業務 ②事業系大規模建築物の立入指導 ③ごみ出し困難な高齢者・障がい者世帯の戸別収集 ④カラス被害に対する防鳥ネット貸付け ⑤有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券の販売委託事業所に対する定期的検査	④の防鳥ネットについては、総貸出し数は把握しているが、現在、破損したり紛失している物については、清掃事務所では捉えていない。 また、申請のあった集積所に対してのみ、貸し出しを行っている。清掃車を追尾して、集積所の状況を確認したところ、ネットが無いために生ごみが散乱している箇所も見受けられた。 ⑤のごみ処理券の販売委託事業所への立ち入り検査の結果、「ごみ処理券徴収事務の検査・指導報告書の(一部)不適正店舗一覧」の集計に誤りが認められた。	④の防鳥ネットについて、カラスだけでなく野良猫が荒らすケースも多くなっているため、実態を把握してより積極的な対応をとることが望ましい。 様式、申請書類名のあるものについてサンプル抽出し、確認した結果、⑤立入検査報告書の件を除いて、法令・要綱に従って適正に処理されていると思われる。	集積所の衛生確保は利用される方の自主管理となっており、防鳥ネットの貸出についても、責任を持って管理する方がいることを要件として申請により貸出をしている。しかしながら、防鳥ネットはカラスなどによるごみ散乱防止に有効であることから、日々の収集時に各集積所の状況を確認し、それを受けて「ふれあい指導班」が現場に赴き普及啓発するなど、きめ細やかな対応を図るとともに、防鳥ネットの有効性について、区報やホームページ等で更なる周知をし、普及に努めていく。 立ち入り検査報告書の集計については、担当者と係長によるダブルチェックを確実に行うことで、ミス防止を徹底した。	実施済み
4	一般廃棄物処理基本計画について					
p.40	(1) 実効性のある目標値の設定について	平成22年度における資源回収量は目標を7.4%未達であり、リサイクル率は16.4%と目標の19.0%を下回っている。一方、ごみ量自体は減少しているものの、目標値に対して達成できない状況が続いている。平成22年度のごみ量合計は、目標に対して10.5%の超過である。	ごみ量の削減について、『荒川区一般廃棄物処理基本計画』における目標を達成できない状況が続いている。目標と実績との乖離幅が増加している状況であり、そもそも目標値が実態以上に過大であった可能性も考えられる。	ごみ量の削減について、高い目標値を設定するのであれば、それを実現可能とするような具体的な施策の裏付けをもつことが重要である。次計画期間の『荒川区一般廃棄物処理基本計画』では、より荒川区の実態を踏まえ、実効性の高い計画とすることが望ましい。	新たに策定した荒川区一般廃棄物処理基本計画(24年3月策定)では、モニターアンケートやごみ組成分析結果により、実態を踏まえた総排出量の削減、ごみの減量、リサイクル率の向上という計画目標を設定した。今後、これら目標達成に向けた各種施策を実施していく。	実施済み

平成23年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
	(2) 計画期間途中での見直しについて	『荒川区一般廃棄物処理基本計画』においては、社会・経済情勢の大きな変化があった場合は見直しを行うとしているが、現在見直しはなされていない。	現行の計画期間におけるごみ量の目標値と実績との乖離は大きなものであり、計画の根幹にかかわるものである。	社会・経済情勢の大きな変化によらずとも、計画を期間途中で見直し、必要があれば修正することが望ましい。	新たに策定した荒川区一般廃棄物処理基本計画(24年3月策定)では、24年度から33年度までを計画期間とし、中間に当たる5年後に見直すとともに、社会・経済情勢の大きな変化など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも計画を見直すこととしている。また、目標値達成度については、各年ごとにPDCAサイクルのC(チェック)段階において、その原因を調査・研究し、各施策の強化や見直し等により対応していく。	実施済み
	(3) ごみ量の目標値の推計手法について	『荒川区一般廃棄物処理基本計画』では、平成17年度比20%のごみの減量を目指している。	ごみ量の削減目標がどのように設定されるのか、曖昧な部分がある。	ごみ量の予測にあつては、推計手法を検討し、より精度の高い手法を採用することが望ましい。	新たに策定した荒川区一般廃棄物処理基本計画(24年3月策定)では、総排出量、ごみ減量やリサイクル率の数値目標について、ごみ組成分析での分別状況や過去の総排出量の削減実績、人口推計等を踏まえて推計した値としている。	実施済み
	(4) 東京都二十三区清掃一部事務組合の『一般廃棄物処理基本計画』との整合性について	東京二十三区清掃一部事務組合の『一般廃棄物処理基本計画』におけるごみ量予測は、平成32年度までの11年間で2.7%の減少を見込んでいる。 一方、『荒川区一般廃棄物処理基本計画』においては、1人1日当たりごみ量を5年間で24.5%削減する計画となっている。	東京二十三区清掃一部事務組合の『一般廃棄物処理基本計画』は、東京23区全体の推計であり(荒川区のごみ量は、東京23区全体の1.5%程度。)、荒川区とは計画期間も相違するため、単純な比較はできないものの、現状認識に差があるものと言える。	東京二十三区清掃一部事務組合の『一般廃棄物処理基本計画』と荒川区の計画との間で、ごみ量予測の考え方について整合性を図るとともに、荒川区独自の状況や施策の効果として、より一層の減量を見込む場合には、具体的な施策等とその効果を明示することが望ましい。	清掃一組の処理基本計画は、23区から出される一般廃棄物の全量を清掃工場において確実に中間処理することを目的としたものである。一方、区の一般廃棄物処理基本計画は、更なるごみ減量やリサイクル推進等に向けた基本方針を定めるものである。ゆえに、両者の性質や役割は異なる。 また、新たに策定した荒川区一般廃棄物処理基本計画(24年3月策定)の「計画目標達成に向けた環境区民によるアクションプログラム」で、分別の徹底や生ごみの減量などの具体的な施策等とその効果を明示するなど、更なるごみ減量を目指している。	見解の相違
5	ごみ及び資源の収集運搬業務について					
p.48	(1) 雇上契約について					
	① より効率的な配車計画の設定について	平成22年度の基本収集能力及び基準量と実際のごみ収集量とを比較すると、可燃ごみは、基準量に対し78.6%程度、不燃ごみの場合、基準量に対し62.9%程度の水準である。	ピーク時の収集量を基礎として年間の配車台数が算定されることにより、必然的に、相当程度の収集余力が生じている。	実績を踏まえたより一層の配車数の見直しを行うとともに、必要に応じて東京二十三区清掃協議会と交渉し、雇上車両の契約内容について、月や曜日に応じて配車数の変更が可能となるよう、契約内容の変更を求めることが望ましい。	集積所でのごみの取り残し、清掃事務所等での積み残しは法令で禁止されており、少量のごみであっても、排出されていけば、配車し収集しなければならない。さらには、規定の時間内に清掃工場等へ搬入する必要もある。こうした観点から、23区統一のごみ量算定方式に基づき計画収集量を定め、一定の余裕率を維持しながら、東京二十三区清掃協議会によって、23区全体の安定的な収集運搬体制を担保した配車調整がなされている。より合理性の高い収集体制の確保については今後も引き続き検討していく。	検討
	② 廃棄物請負契約の履行状況について	廃棄物請負契約について、区では、地場産業である皮革産業の支援や周辺環境への影響の観点から、皮革の廃棄物処理を実施している。	空き作業時間に請負契約外の粗大ごみの回収業務を区が指示し、行わせている事例があったが、東京二十三区清掃協議会の廃棄物運搬請負契約の契約外の業務である。	対象事業者の件数や排出する皮革の量から鑑み、効率的に配車をすれば、配車日数を減じることは十分可能と考える。また、粗大ごみの回収業務は、廃棄物運搬請負契約外の業務であり、改善すべきである。	ご指摘のあった皮革収集運搬を担う雇上契約車両については、粗大ごみの回収を行わないこととした。また、空き作業時間における効率的な活用については、今後、検討を進めていく。	検討
	③ 作業員付雇上車両の活用について	収集作業に従事する正規職員については、今後、退職者不補充とし、代替的に作業員付雇上契約としている。	平成22年度の実績を基礎として、仮に、全収集業務を作業員付雇上契約とした場合と、現状とのコスト比較を実施したところ、直営の75.4%であった。	試算には退職金が加算されていないことを踏まえると、作業員付雇上契約により、それ以下の水準にコストを抑えることも可能なものと考えられる。	23年度から開始した車付雇上については、順次導入していく。	実施済み

平成23年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
p.54	(2) 粗大ごみ申告受付及び収集業務委託について					
	① 業務委託契約の妥当性の検証	粗大ごみ申告受付業務の委託契約は、3年の長期契約となっている。 業者選定理由の1つである、WEB上での変更・取消が他社では出来ないという点については、他の1社が対応可能になる予定である。	委託先を変更した場合には番号が変更となり周知方法等の検討が必要になること等の問題も生じるが、今後も他区の状況や対応事業者数の変化、特にWEBの利便性の向上なども踏まえて、委託業者の選定方法や契約期間について慎重に検討することが望まれる。	現在の契約が、24年度末で終了するため、25年度契約においては、他区の状況やWEBの使い勝手、電話番号の認知度等を勘案するなど、区民の利便性の更なる向上につながるよう、委託先等を検討していく。	平成25年度実施	
	② 請求書に記載されている作業が実施されているかの検証	粗大ごみ収集業務のうち変動契約となっている車両部分の契約について、請求書に記載されている作業が実施されたかどうか検証した。	請求書に添付されている完了届と日々の作業終了報告書を突合したところ、小型ダンプ車の運送回数に1件差異があった。	支払金額は1日1台当たりで計算されるため、運送回数の誤りは支払金額に影響を与えないものではあるが、正確な事務処理が必要である。	正確な事務処理を行うことの重要性について、あらためて周知するとともに、担当者と係長によるダブルチェックを徹底することとした。	実施済み
p.57	(3) 行政回収事業について					
	① 行政回収による歳入について	行政回収により回収された新聞、雑誌、段ボール、リターナブルびん、スチール缶、アルミ缶を業者に売り払うことにより、歳入が発生している。なお、ペットボトルについては、「日本容器包装リサイクル協会」への引渡しにより、歳入が発生している。	リサイクル資源の引渡し単価から運搬及び保管に要する経費を控除しているが、荒川区リサイクル事業協同組合との業務委託契約書仕様書にも、選別、運搬及び保管に関する業務の記載が見受けられる。 また、リサイクル資源売却代金のスチール缶とアルミ缶の取引量について、荒川区リサイクル事業協同組合から報告された引渡量の数値に誤りがあり、歳入超過が生じている。	資源化にかかるコストについて、『引き渡し単価から控除している経費』の部分と、業務委託契約で依頼している『資源化のための中間処理業務』の両方で二重計上していないか確認し、必要であれば契約を見直すべきである。 リサイクル資源売却代金の数値は、荒川区リサイクル事業協同組合及び清掃リサイクル課の双方において定期的にチェックすべきである。	二重計上はなされていないが、誤解を避けるため表記を一部修正した。また、資源売却代金の歳入超過分については、指摘を踏まえ、荒川区リサイクル事業協同組合へ返還した。今後こうしたことのないよう、区と荒川区リサイクル事業協同組合の双方で、スチール缶とアルミ缶の引渡量を求める按分式を再確認するとともに、電子データの照合作業だけではなく、手計算により数値確認を毎回実施することとした。	実施済み
	② 資源回収事業の業務委託費について	資源回収及び資源化のための中間処理業務委託については、3年間の長期継続契約となっている。	平成21年度から23年度まで、毎年年間契約金額が減少しており、平成22年度の見積時点の台数・回収量・中間処理量と実績値を比較すると、23年度の見積台数についてはもう少し低めに見ることも可能と考えられる。	今後同様の業務委託契約を締結する場合には留意されたい。	行政回収を実施する地域で必要な車両台数については、収集日数、地区別、資源化品目を勘案のうえ積算している。 資源を収集しきれない等、不測の事態に備えた予備台数は必要であるが、指摘を踏まえ、24年度はより精査して見積台数を設定した。	実施済み
	③ 資源回収・運搬業務について	「軽四輪貨物自動車1台を1日8時間、50km走行まで」を基準業務として資源運搬請負契約(古紙・びん・缶)を締結している。	実際の請負作業は、若干の余裕があり、往査確認した日は、回収業務が午前中に終了し、午後は回収業務を実施していなかった。	回収状況を分析検討し、回収ルートの変更などにより実施日を縮小する等の対応をし、経費節減を行う必要がある。	土曜日の回収を廃止し、月曜日から金曜日の体制にシフトすることで、午前、午後を通して効率的に回収を行えるよう改善した。	実施済み
	④ ペットボトル回収運搬業務について	ペットボトルの回収については、現在「東京ルールⅢ」に基づき、店舗に回収ボックスを据え置いて、区が無償で回収している。	ペットボトルは区が無償で回収しているが、特定の販売事業者の事業ごみを無償で回収しているとも考えられる。	東京23区で決めた東京ルールを荒川区単独で変更するのは難しいかもしれないが、東京23区に因って、改良が望まれる。	現在、23区において、当該ルールの見直しに向けた検討を進めている。	実施済み
p.68	(4) 集団回収について					
	① 資源回収の実態の把握について	リサイクル推進団体となった各町会、マンション管理組合等が、毎月資源回収実績報告書を作成し、回収量を区に報告している。	月を遅れてまとめて報告されている団体が複数見受けられた。また、報告書に代表者の押印がないものが2件見受けられた。	月ベースでも提出が遅れている推進団体に対して速やかな提出を働きかけていくべきである。また、代表者の押印がないものについては、再送して押印をお願いすべきである。	各町会等の回収量については、集団回収実績報告書による速やかな報告を求めており、提出が遅れている推進団体等に対しては、月ベースで提出を働きかけていく。また、代表者印については、これまで取扱いを統一していなかったが、今後、相手方の利便性等を考慮し、押印不要の旨周知していく。	実施済み
	② 団体登録の提出状況の検証	登録コードがNo.421から450の推進団体について、リサイクル推進団体登録関係書が提出されているかを確認した。	2件について、リサイクル推進団体登録関係書が見当たらなかった。	リサイクル推進団体登録関係書は団体登録の最初で提出が必要な書類であるため、今後は漏れなく提出されていることを確認すべきである。	指摘のあった2件は、別書類のフォルダーにファイリングされていた。全件について確認したが誤りはなかった。今後このようなことがないよう確認を徹底していく。	実施済み

平成23年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現状	問題点	意見	対応状況		
p.69	(5) 資源回収にかかる経費について					
	① 報奨金、回収支援金、補助金	荒川区の資源回収は、町会等のリサイクル推進団体が自主的に行う集団回収を基本としており、区は、区民が集団回収を円滑に行えるよう、支援している。回収支援金は、集団回収事業を行っている町会等に対し、回収事業を支援する必需品の購入などに当てるために支給している。	リサイクル推進団体の使途報告書によれば、資源回収用の諸物品の購入や資源回収作業等協力者に対するお礼等に使われている金額は少なく、行事開催又は開催補助や本会会計に繰入、積立金、繰越金等に回っている金額が比較的多かった。	集団回収の資源回収量がここ数年ほぼ横ばいの状況が続いていることを踏まえると、報奨金及び回収支援金について、用途を定めずに支出する方法は検討の余地があり、例えば、報奨金及び回収支援金により生ごみ処理機の購入を奨励するなど、ごみ減量やリサイクル推進の効果が出るような仕組みとなるよう検証していくことが望ましい。	町会に支給する回収支援金は、集団回収用の諸物品購入等、主に集団回収の物的支援等に充てられている。一方、報奨金は資源回収量に応じて支給されており、その用途については特定していない。なお、支給額の割合は、回収支援金が全体の1/4で、報奨金に比べ小さくなっている。 また、町会等は、荒川区におけるリサイクル活動の中核を担う存在であり、報奨金を町会に支給することは、その基礎体力を強化し、活動の活性化に大きく資するものであり、その必要性は非常に高いものである。	見解の相違
	② コストの比較	平成22年度の集団回収にかかる報奨金、回収支援金、補助金の合計額は、平成18年度に比べて89.27%増えている。	資源回収にかかる経費の増加割合が非常に高いのに集団回収量の増加が少ないのは、重量の軽いペットボトルや白色トレイの増加が起因している。	資源回収にかかる経費の増加割合が非常に高いのに比べ集団回収量の増加が少ないので、コストの効果を考慮すべきである。	ペットボトルや白色トレイは、単一素材で出来ており、効率的かつ良質なリサイクルが可能な資源であり、資源化品目として欠くことが出来ないものである。今後、新たな資源回収に向けた検討・推進に当たっては、費用対効果も十分に考慮していく。	検討
	③ 補助金	資源回収及び再資源化のために、区は、荒川区リサイクル事業協同組合に対し中間処理業務に関する補助金を支出している。	荒川区リサイクル事業協同組合との契約単価は、平成12年に東京都から業務移管された時の単価をそのまま引き継いでおり、詳細に検証されていない。	荒川区リサイクル事業協同組合との契約における、資源回収及び中間処理の単価は見直すべき時期に来ていると思われる。	単価については、毎年度荒川区リサイクル事業協同組合と協議の上決定している。特に近年は燃料費や人件費の水準などが上昇傾向にあるものの、協議の上額は据え置いている。	見解の相違
	④ 1世帯当たりのコストの比較	1世帯あたりの集団回収コストと行政回収コストを比較すると、集団回収事業コストの方が、行政コストより格段と低い。	荒川区の行政回収は、全体の3.8%しかないのに、行政回収のコストが高すぎると考えることもできる。	行政回収は、区が一般廃棄物処理の総括的な責任を有することから、その必要性を認めるが、委託経費の無駄の洗い出し等、行政回収コストの削減が望まれる。	当該比較表では、行政回収コストにペットボトルの店頭回収経費や事業系資源処理経費が含まれており、集団回収コストとの単純比較はできないが、集団回収は行政回収と比較してコストが低いことは指摘のとおりである。行政回収経費についても引き続きチェックし、効率的な運営に向け不断の努力を継続していく。	実施済み
	⑤ 資源の回収・運搬業務について	区は資源の回収・運搬の業務について、荒川区リサイクル事業協同組合と随意契約を締結している。	区内の運送業者など、資源の収集・運搬事業に参入したい業者もあるのではないかと。	契約金額の算定の見直しを図る意味でも、入札を検討することも必要ではないかと思われる。	一般廃棄物の収集等については、廃棄物処理法では、その公共性に鑑み、経済性の確保のみならず、業務遂行の適正を規定している。また、資源以外の混入不適物も取り扱うこともある等、単なる運送業者では取り扱えない業務である。そうしたことから、当該事業を安定的に実施できるのは、区内では荒川区リサイクル事業協同組合のみである。	見解の相違
6	中間処理分担金について					
p.81		可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合において共同処理し、費用を23区で分担している。	荒川区はごみ処理工場を有していないため、負担が大きくなっている。荒川区の平成22年度の中間処理分担金は、区の総清掃事業費の3割に当たる。	荒川区のごみ量の総量を減らすことや、事業系の持込ごみ量の割合を増やすことにより、中間処理分担金を減らすことは可能なので、一層の努力が求められる。	ごみの総排出量を減らすことは重要であり、新たに策定した荒川区一般廃棄物処理基本計画(24年3月策定)では、33年度までに区民1人1日当たり200gのごみ減量を目指すこととしている。ごみ減量の必要性と方策について、具体的なアクションプログラムを示して推進するほか、経費負担軽減の観点からも分かりやすい啓発を図っていく。	平成24年度実施
7	清掃車の管理について					
p.84	① 区作成の供用備品一覧表の記載方法について	荒川区直営の清掃車は、平成22年度には20台有している。清掃車両関係の備品登録は「供用備品一覧表」及び「車両類一覧表」に記載されている。	区作成の「供用備品一覧表」に記載されていた清掃車両20件中9件について、規格欄に自動車登録番号等の個々の車両を特定する記載がなかった。	各備品を的確に判別できるように、内容を工夫して記載することが重要であり、改善すべき。	備品管理帳票の車両類一覧表にある、ナンバープレート欄の規格欄に記載して管理するよう改善した。	実施済み
	② 委託車両の車検・自賠責保険等について	区所有の清掃車等の車両については、車両台帳により、車検・自賠責保険等の管理がなされている。	業務委託車両については、車検や自賠責保険加入の責任は、委託業者の責任においてなされるものであるため、特に確認作業は実施していない。	清掃車のように日常的に業務を委託している場合には、交通事故等の不測の事態に備えて、業務委託車両についても、業務委託先から車検や自賠責保険等の加入の報告をさせることが望ましい。	雇上車両の事故については、雇上会社に対応している。ご指摘を踏まえ、改めて法令遵守の徹底を雇上会社に指示した。	実施済み

平成23年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
8	建物・設備(備品含む)について					
p.85	(1) 建物・設備等の管理費、運営費及び保守料等について					
	① 尾竹橋施設について					
	ア 施設の維持コストについて	不燃ごみの船舶輸送基地として隅田川岸に設置されたが、現在ごみ中継施設としては閉鎖されている。	ごみ中継施設としては閉鎖されているものの、施設の維持コストが発生している。	施設としての実質的な利用が無いことからコスト削減の検討が必要と考えられる。	これまで、中継施設機能の閉鎖に伴い電源減設工事などコスト削減を行ってきた。また、現在は電話回線が2回線あるが、警備専用回線の1回線のみ残すこととし、事業実施時等は、総務企画課の供用の携帯電話を活用するなど、今後とも、一層のコスト削減に向け工夫していく。	平成24年度実施
	イ 施設の利用制限と今後の利用方法	土地・建物等について、用途指定の期間として20年間ごみ・し尿の収集運搬施設、清掃工場、不燃ごみ処理施設等の目的他には利用出来ない。	年1～2回程度のリサイクル事業やごみ組成調査の使用のみでは、施設が有効利用されているとは言い難い。	可能であれば、東京都と施設の利用制限の解除や緩和について協議し、有効利用に資するよう対処すべきである。	用途変更の可能性について東京都に働きかけた。ただし、利用制限の解除や緩和は困難な状況である。	実施済み
	ウ ホッパー棟の廃棄コスト	ホッパー棟は、平成12年4月に東京都から譲渡されたが、阪神大震災を受けての補強等の為、現在のホッパー棟は平成15年3月に移設され完成した。	将来において、尾竹橋施設が有効活用される際には、ホッパー棟の除却コストが発生すると考えられるが、設備として大がかりな建造物であり、除却にあたっては相当額の支出が見込まれる。	除却の際は、発生する除却コストについて考慮が必要である。	当該ホッパー棟は、現在、屋根のある利点を生かして倉庫的に活用している。将来的な除去に当たっては、多額の経費がかかると試算されているが、ホッパー棟の今後の取扱いについては費用対効果を勘案し、更なる検討を進める。	実施済み
	② 南千住清掃車庫について					
	ア 施設の維持コストについて	過去には清掃車が12台保有されていたが、現在は4台のみである。	当初想定していた清掃車保有台数から大幅に清掃車が減少しているが、施設の規模に応じた維持コストが発生している。	保有台数の大幅な減少を受け、出来る限りコストの削減に取り組む必要があると同時に、将来的には車庫のあり方も含め、検討すべきと考えられる。	南千住清掃車庫は、車庫としての機能のほか、分解整備認証工場としての認定を受けており、より迅速な整備点検及び車両故障などの緊急時にも即応できる体制を維持している。車両減少に伴う車庫の将来のあり方検討の必要性については認識しているところであり、部内にPTを設置し検討を開始した。	実施済み
	イ 保守契約について	昇降機保守点検と洗車排水処理施設保守点検について確認した。	エレベータは特命による随意契約、洗車排水処理施設は見積競争による随意契約となっている。	エレベータや洗車排水処理施設の保守点検は、契約の透明性の確保の為にも出来る限り競争入札とすべきである。	ご指摘のあった保守点検契約は、27年度までの長期継続契約としている。ご指摘については、次回の契約時に反映させる。	平成28年度実施
p.91	(2) 備品の管理について					
	① サンプルでの現物確認	「供用備品一覧表」をもとに、サンプルで現物を確認した。	供用備品一覧表に記載があるが現物の存在が確認出来ないものや、記載がないが現物が存在するもの、記載内容と現物が整合しないものがあった。また、「供用備品一覧表」に付されている備品番号は連番をふっているだけで、現物に貼付してあるシールの番号と整合性が全くない。	現物が確認出来なかった備品は、盗難の可能性も否定できない。結局のところ備品の受払い管理が適切に実施されていない事が問題であり、適切な受払管理の実施が必要である。また、備品の貼付シールと管理台帳である「供用備品一覧表」の管理番号・品名・規格等を整合させる事が重要である。	備品については、すべて「共用備品一覧表」と突合のうえ、備品番号と貼付シールの番号とを一致させ、備品番号により個々の備品を特定できるように整理した。また、所在未確認であったパソコンについては、追跡調査の結果、情報システム課に返却していることが判明し、正規の手続きを行った。	実施済み
	② 空き缶プレス機の貸与について	空き缶プレス機(62台)を各町会に貸出している。貸出した空き缶プレス機については、貸出先等について台帳管理されている。	貸し出した後、貸出先である各町会から「更新書」等を書面で入手していない。	空き缶プレス機は1台30万円以上と高価であり、長期にわたって貸出すものであることから、所在不明となる可能性もあるので、貸与先を明確にする為にも「更新書」の入手が望まれる。	従来の台帳管理に加えて、全件について「更新書」の取り交わしを実施した。	実施済み
	③ 固定資産税の廃棄手続きについて	備品廃棄について、サンプル調査した。	備品廃棄時に「備品異動決定・通知書」等により適切な廃棄手続きがとられず、現物のみが廃棄されている可能性が高いものが散見された。	備品を廃棄する際は書面として「備品異動決定・通知書」の提出、「供用備品一覧表」からの削除を確実に行う必要がある。	あらためて周知徹底を図り、備品廃棄についてチェックした。異動により担当者が変わっても、しっかりと引継ぎを行うよう指導し、適正な事務処理を行っていく。	実施済み

平成23年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
9	作業委託関係について					
p.97	① 不法投棄処分作業について	「廃家電運搬・リサイクル料金明細書」と区保管の「家電リサイクル券①排出者控」を照合した。	製造業者名の相違しているものが1件あった。また、仕様書で指定されている提出書類の漏れがあった。	履行確認業務のひとつであり問題である。製造業者名の相違については、ご指摘後速やかに訂正した。また、提出の漏れていた書類全てについて、直ちに受領した。	実施済み	
	② 長期継続契約の対象範囲の再検討について	安心カンカン(使い捨てライター・スプレー缶等破砕処理装置)については、平成22年5月の導入時より単年度の契約による賃貸借契約を締結している。	区の条例によると、当該賃貸借は長期継続契約の対象となる賃貸借に該当しないとされ、実態とかけ離れている。	専用装置は他者へ賃貸借することは難しく、賃貸する側の法的安定性の面からも、契約上、物品リース契約に基づく、債務負担行為により長期の継続契約として対応することが望ましい。	平成24年度から長期継続契約(3年間)に移行した。	実施済み
	③ スプレー缶等破砕処理作業日報の保管について	「スプレー缶等破砕処理機作業日報」を保管していなかった。	文書保存規程上は5年保存であり、17年度文書は23年度末に廃棄すべきであったが、誤って22年度末に廃棄してしまっていた。	作成書類は、文書保存規程に基づき正確に管理すべきであり、現状の作成書類を点検し、全般的な文書保存規程の整備を行うことが望ましい。	当該平成17年度分について、17年度分の文書フォルダに保管すべきところが、他の年度のフォルダに保管されていたために、誤った年度に廃棄してしまった。あらためて、対応年度のフォルダへの保管を周知徹底するとともに、年度替りに、文書を置き換える際には、係長と担当がダブルチェックを行うよう改善を図った。	実施済み
10	人件費について					
p.99	① 計画に基づいた臨時職員の雇用について	荒川清掃事務所において、ごみの収集作業に従事する正規職員を補完するため、臨時職員を雇用している。平成22年度は、清掃事業費で延べ35名、総務費で延べ4名を雇用している。	『一般廃棄物処理実施計画』において見込む収集量は、ピーク時のごみ量を踏まえた数量であり、年間のごみ量に対して一定の余裕を持ったものであるにも関わらず、計画に基づき積算した所要人員数よりも、3割程度過大な臨時職員を雇用している。	今後、作業計画等に基づいた適正な人員配置を行うことが望ましい。	平成22年度は、当初予定のほか、年度途中で職員が亡くなったことなどによる採用もあり臨時職員が増加した。その他については、今後も引き続き計画的な人員配置を行っていく。	実施済み
	② ごみパトロールの実施ルール明確化について	臨時職員に余剰が生じているとして、臨時職員を優先的に収集作業に従事させるため、正規職員が収集作業をはずれてパトロール等の作業に従事している日が多々ある。	集積所のパトロールについても一定の意義を有するものであるが、当該パトロールは計画的に実施されているものではなく、その結果は、問題があった場合に作成される『調査票』のみが残る形態である。	対象地区及び対象時期を事前に設定するとともに、実施後においては、実施日時、実施者、現場の状況等を記載した日報等を作成する等し、重点パトロール対象地域の絞り込み等の基礎情報として生かせるよう検討することが望ましい。	パトロール実施後、速やかに報告書を提出することとし、問題点を抽出するように改善した。それを基にミーティングを行い、情報共有を図っているところである。このことで、重点的にパトロールする必要のある集積所の把握に努め、より機動的な作業を展開している。	実施済み
11	現金・郵券管理について					
p.103	(1) 現金について					
p.104	① ごみ処理手数料について	清掃事務所での入金分のほか、役所内の部署でまとめて購入する場合があります。支出振替が行われる。	荒川区各課ごみ処理券購入分について確認したところ、1件、事業系有料ごみ処理券購入内訳書の受領サイン欄に受領日付の記載が漏れていた。	受領日付について、特に年度末の場合には、当年度の歳入か来年度の歳入かの重要な根拠となるため、先方に記載してもらうようにすべきである。	直ちに連絡し対応した。	実施済み
	② 一般廃棄物処理手数料について	平成18年7月からはごみ処理券で対応しているため、新たな未納は発生しないが、平成18年6月以前発生分について、2件延滞となっている。	延滞2件は、経営不振を理由に滞納中である。	今後も継続して回収管理を行っていく必要がある。	延滞している2件のうち1件は、分割的な納付により対応し、着実に回収しているところである。もう1件についても、督促状を送付するとともに、本人宅を訪問するなど、粘り強く対応している。	実施済み
	(2) 郵券管理について	荒川清掃事務所にて郵券実査を行った。	郵券受払簿と郵便切手使用簿との実査を行ったところ、2件について、郵券受払簿と郵便切手使用簿の使用枚数が異なっていた。	ミスを防ぐため、正しい記入の徹底、使用者への確認、実査の機会を多くといった対応が望まれる。	慎重を期し、手書きの台帳とPC入力による台帳との二重で管理を行ってきたところである。郵券使用のつど、両台帳を照合し「残高」の合致を確認しているが、手書きの台帳への記載時に、枚数を誤って記入してしまった。担当者として係長によるダブルチェックを徹底する。	実施済み

平成23年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況	
12	廃棄物手数料(ごみ処理券)の管理について				
p.107	荒川区は区民及び事業者の利便性を考慮して、ごみ処理券の取扱所を定め、取扱所において廃棄物処理手数料の徴収事務を行う者に徴収事務を委託している。	取扱所における有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券の取扱いについては、サンプル抽出して確認した結果、問題は見られなかった。	ごみ処理券の廃棄手続や在庫管理について、金券であることを考慮の上、より慎重な対応が望まれる。	ごみ処理券の在庫管理については、その重要性に鑑み、職員が定期的に出向き適正に行われているか確認している。また、取扱所がごみ処理券の取扱いを止める場合は、職員が在庫を確認し回収している。	実施済み
13	安全衛生管理について				
p.109	平成22年度の雇上車による物損事故件数は、8件であった。	雇上車による物損事故が発生していることに加え、区民からスピードの出し過ぎ、一時停止違反などの苦情も寄せられた。	危険物の排出方法の徹底した広報や、雇上運転者の安全運転に対する一層の意識改革が望まれる。	雇上運転手の安全運転に対する指導は、これまでも、毎朝の出庫前、一斉に集合させて行っているところである。御指摘を踏まえ、今後ともより一層の指導徹底を図っていく。また、雇上会社に対しても、社員への研修を積極的に実施するよう働きかけていく。このようにして、安全運転に対する自覚を醸成し、意識改革を図っていく。	実施済み
14	ふれあい指導について				
p.111	事業系ごみ等について、ふれあい指導として指導班を設置し、ごみの収集ルール違反や分別誤りなどの排出指導を行っている。	ライフサイクルの異なる単身者や習慣の違う外国人等に分別ルールが守られていない。	一層のふれあい指導や広報の仕方を工夫し、改善を図られたい。	ごみの分別や排出ルールの徹底については、集積所近隣へのビラ配布、注意看板の設置、ホームページでの周知等を実施してきたところである。また、不適正排出者に対しては、直接指導も行っている。引き続き、町会・自治会や警察等との連携を一層推進し、不法投棄防止のパトロール強化を図るなど、更なる改善に努めていく。	実施済み
15	ごみ組成調査等について				
p.114	① 調査項目の見直しについて 荒川区では、ごみ組成調査を行っているが、厨芥類(生ごみ)の含水率等の分析は行っていない。	区民に対し「家庭での生ごみのダイエット」を訴えているが、調査分析を行っていないため、実際のデータに基づいた提案となっていない。	より実態を踏まえたごみ減量施策を実施するためにも、ごみ組成調査等の調査項目を継続的に見直すとともに、その調査結果を具体的なごみ減量施策に反映させることが望ましい。	毎年実施している組成調査では、単なる基礎データの蓄積にとどまらず、その年ごとの特徴などを捉え、分析も加えている。また、新たに策定した荒川区一般廃棄物処理基本計画(24年3月策定)では、ごみ減量やリサイクル率の数値目標について、ごみ組成分析での分別状況を踏まえた推計値としている。調査項目については実施の都度見直すとともに個別の施策に反映させていく。なお、生ごみの含水率については、多くの研究機関等(一般社団法人日本有機資源協会など)の調査において示されている80%を中心とした値を使用している。	実施済み
	② リサイクル率の向上策について 荒川区の集団回収における区民1人当たりの回収量は、23区で1位であるが、平成21年度実績に基づく区民一人当たりの資源回収量は23区平均を下回っている。	荒川区の区民1人当たり資源回収量及びリサイクル率のボトルネックの一つとして、資源回収品目の少なさを挙げることができる。	リサイクル率の向上のみならず、3R推進事業を展開し、ごみの減量を図るためには、資源回収品目の拡大を検討することが不可避であると考え。場合によっては、拠点回収等の集団回収以外の手段も含めて検討することも選択肢の一つである。	資源回収品目について、主要な品目を回収しているほか、現在古布について調査・研究中である。また、民間事業者による自主回収が行われている品目については区民向けの周知も強化するなど、様々な手段を用いごみ減量を図っていく。	実施済み
16	生ごみ処理機等購入助成事業について				
p.122	平成22年8月から、生ごみ処理機等購入費助成を行っている(購入価格の2分の1、2万円限度)。	生ごみ処理機等購入費の助成は、平成22年8月の事業開始以降の実績は15件と僅少である。生ごみ処理機の価格が5万円から7万円であるため、助成金の2万円だけでは、購入する人が少ないのではないかとと思われる。	例えば区が処理機を購入して実験のため貸与したり、集団回収事業の回収支援金で、各町会に購入を奨励するなど、実績を伸ばすための工夫が必要ではないかと考えられる。	生ごみ処理機等の購入費助成については、区報・区ホームページでの周知に加えて、ケーブルテレビでの周知や、関連の講座における周知など工夫することにより、更なる利用促進を図っていく。	平成24年度実施